

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 27 日

鳥取県立米子東高等学校長 田 辺 洋 範

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立米子東高等学校生徒の定期健康診断業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の健康診断・医療サービスに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 過去 3 年間に鳥取県、国、その他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体から別添心電図検査、結核検査及び尿検査仕様書（以下「仕様書」という。）に示したすべての検査項目の健康診断に関する業務を受注した実績があること。

(6) 仕様書に示したすべての検査業務を期限までに完了できる者であって、業務実施中における発注者からの指示や確認の求めに速やかに応じることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子東高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒683-0051 鳥取県米子市勝田町 1 番地

鳥取県立米子東高等学校

電話 0859-22-2178

電子メール yonagoe-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

公告日から令和7年2月7日（金）までの間にインターネットのホームページ

(<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoe-h/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和7年2月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月17日（月）午後3時

即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

ウ 場所

鳥取県立米子東高等学校 事務室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年2月7日（金）正午までに郵便等又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、1の(4)で入札書に記入した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。